

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 25 年 5 月 28 日から			
平成 30 年 5 月 27 日まで			

基 発 0528 第 7 号
平成 25 年 5 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の周知等について

今般、国土交通省において、新たに高速乗合バスの交替運転者の配置基準が策定されるとともに、貸切バスの交替運転者の配置基準が改正されたところである（平成 25 年 8 月 1 日より施行。一部は平成 26 年 1 月 1 日施行）。

については、厚生労働省としても、バス運転者の労働条件の向上の観点から、引き続き、国土交通省と連携を図ることとしているので、貴職においては、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について、種々の機会をとらえて関係事業場に対する周知等を行われたい。

なお、引き続き、平成元年 3 月 27 日付け基発第 145 号に基づく、地方運輸機関に対する通報も的確に実施されたい。

また、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号）を改正し、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について盛り込むこととしているので、併せて必要な指導等を実施することとされたい。

おって、平成 24 年 11 月 27 日付け基発 1127 第 3 号「夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準の周知等について」については、平成 25 年 7 月 31 日をもって廃止する。